

船橋市監査委員告示第11号

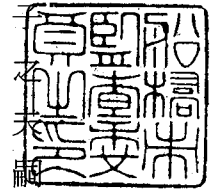
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成25年度から令和3年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和5年11月2日

船橋市監査委員

同
同
同

栗 林 紀
齋 藤 弘
浦 田 秀
松 橋 浩



平成25年度

市長等からの通知年月日 令和5年10月19日

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
144	医療センター	212	指摘	医療センターは遅延損害金について早急に債権管理課と協議し、方針を決定しなければならない。なお、協議の結果、遅延損害金を徴収しない方針を選択することとなった場合は、その根拠とともに徴収しない旨の規定を明確に定める必要がある。	H26.11.17	船橋市病院事業未収金取扱要綱の改正を検討したが、支払督促申立てを行う債権と行わない債権の範囲を定義付けすることは公平性の観点から難しく、また、すべての診療費等の遅延損害金を徴収することは件数も多くシステム化もできないことから、要綱は改正せず、これまでどおり、支払督促申立てを行った債権について、遅延損害金を請求することとした。	左記のとおり措置済み。